



לל 'לל

目

勿

おめでとうございます

◎経済産業省所管統計調査功労 (敬称略)

長妻 統計調查員感謝状贈呈 勉さん(大東町)

の功績が特に顕著であったことにより 永年にわ たり統計調査に従事され、

◎島根県知事感謝状贈呈 幸さん

雲南市顧問の が優秀であったことにより 各種統計調査に従事され、 その成績

振り込め詐欺等に

注意しま

し

ょ

う

採用予定人員

年 齢

試験地及び会場

雲南市役所4階会議室

木次町木次1013-1

2. 受付場所・時間 … 雲南市総務部総務課・平日の午前8時30分から午後5時15分まで

実な推進を図るため非常勤の顧問2名 を設置しました。 道松江線建設事業とその関連事業の着 原ダム建設事業、 中国横断自動車道尾 18年12月31日まで

件が多発しています

て交通事故名目の示談金等のお金を振

込ませようとする電話による詐欺事

★平成16年度雲南市職員採用試験を次のとおり行います。

3. 試験の種目、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分

保育士

5. 試験の日時、試験地、試験会場及び合格発表

2月20日 (日)

3月上旬の予定

日 時

受付時間 9:15~9:45 試験開始 10:00~

第一次試験合格通知の際にお知らせします。

試験区分

全国各地で、

警察官や弁護士を装っ

市では国土交通省直轄事業である尾

選任について

(敬称略)

民部市民生活課

の2年間です。 任期は平成

(木次町) そ

南

市顧問

山根 昊一郎

尾原ダム対策担当 田中 豊繁 (木次町)

高速道路関連事業対策担当

(三刀屋町)

職

性 別 等

昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者(平成17年4月1日現在で、満20歳から満29歳までの者)で保育士の資格及び幼稚園教諭の免許の両方を有する

者、又は平成17年3月末までに当該資格及び免許の両方を取得する見込みの者

務

雲南市の保育園(所)又は幼稚園に勤務し、保育

園(所)保育士又は幼稚園教諭として従事します。

内

合格 発表

3月上旬頃受験者に

3月中旬頃受験者に

通知します。

通知します。

容

お詫びと訂正

(誤)49・9431 → (正) 45・5454市報うんなん1月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

警察署又は市役所にご相談ください。

試験の種目

中級 (短大卒程度)

4. 受験資格

試験種目

中級

(短大卒程度)

区分

第1次試験

第2次試験

ぐにお金を振り込まず、最寄りの駐在所、

このような電話があった場合は、

申告は正しく期限内に 住民税の申告相談について

市民部税務課

0854.40.1

0 3 4

市町村が前年中の所得により課税する 住民税は、 1月1日現在の住所地の

●申告相談日程

のです

場所 2 月 16 日 水 3 月 15 日 火

場で行います 旧町村の区域ごとに1 2ヶ所の会

※詳細は全戸配布の申告相談日程を

住民税の申告が必要な人

③給与所得以外の所得がある人 ②農業所得がある ①国民健康保険の加入者

●所得税の還付申告

所得税の還付が受けられる場合があり 所得税の確定申告をす ることにより

②退職等により年末調整を受け ①住宅を取得した場合 なかった場合 5

③多額の医療費の支出があ 0 た場合

認定申請手続きについて 介護保険の要介護認定を受けて いる方の「税法上の障害者控除」

健康福祉部長寿障害福祉課 **3**0854.40.1042

基準などくわしい内容は下記のとおり 者控除を受けられる場合があ 介護保険の要介護認定を受けている 所得税法及び地方税法上の障害 16年12月31日現在の認定状況に または各健康福祉センターまで ります

控除の対象者であるかどうかを判定 します し、 出してください。各センターにおいて 各健康福祉センター 受ける必要があります により控除の対象者であるとの認定を この障害者控除を受けるには、 対象となる場合には認定書を発行 へ認定申請書を提 **、**ので、 雲南市の 申請

定申告をされる際に受けることができ により「特別障害者控除」 2級をお持ちの方は、その手帳の所持 ますので、認定書を提示してください。 なお、 ので、 身体障害者手帳の この手続きをされる必要は が受けられ 級または

この認定書による障害者控除は、

合はその手帳の所持により「障害者控 6級の手帳をお持ちの

れることがありますので、 た場合に「特別障害者控除」が受けら 状況により、この申請をされ認定され 手帳を提示のうえご相談ください。

身体障害者

【認定の基準】

○所得税法及び地方税法上 者控除」または「特別障害者控除 に基づき、 除の市町村長が認定する事項の規定 の対象者であることの認定をします 次の基準により の障害者控 「障害

●「障害者控除」 介護度が要介護1 の対象となる方 ~ 5の認定を受

けていて、 p' 性老人の日常生活自立度」 Ⅲ a 主治医意見書の ■bと判定された方 が Ⅱ 「痴呆 a

「特別障害者控除」の対象となる方

①介護度が要介護1 判定された方 性老人の日常生活自立度」がMと けていて、 主治医意見書の ~ 5の認定を受 「痴呆

②介護度が要介護3 判定された方 老人の日常生活自立度 けていて、 が B 1、 主治医意見書の 5の認定を受 (寝たきり C 2 と 障害

途で死亡された場合については、選介護認定を受けていた方が16年 終の認定状況により判定します。 7 16 年 中 最

都市計画変更図書の

縦覧につい

7

建設部都市建築課

のとおり行います 都市計画法に基づいて原案の縦覧を次 の変更を計画しています。これに伴 雲南市木次町地内での都市計画道路 0854.40. または各総合センターまで 0 6 4

●都市計画の種類

木次都市計画道路

●都市計画を変更する土地の区域

下熊谷、 雲南市木次町木次、 里方、 山方、 新市 西日登

縦覧場所

市役所建設部都市建築課

●縦覧期間

(土日、祝日を除く8時30分~17時) 2月15日 (火) , 3 月 1 日 火





試験内容や受験手続など、この試験についての問い合わせは 〒699-1392島根県雲南市木次町木次1013-1 雲南市役所総務部総務課人事グループ 🕿 0854-40-1021 まで

国民年金制度改正について

市民部市民生活課

国民年金制度が次のように変わりま 0854.40.1031

保険料の引き上げについて 平成17年4月分~

額13、580円です。 げられ、平成29年度から月額16、9 年度からは毎年度280円ずつ引き上 え方で見直しが行われました。平成17 調整する「保険料水準固定方式」の考 準を決めて、保険料にあわせて給付を 00円となります。平成17年度は、月 今回の改正では、最終的な保険料水

国民年金保険料免除制度の拡充 【平成18年7月実施

除が追加されます。免除期間について 定されます。 の年金給付額は、 加え、4分の1免除および4分の3免 から、現制度の全額免除と半額免除に 納付のしやすい環境の整備を図る点 4段階に区分され算

若年者納付猶予制度 【平成17年4月~平成27年6月までの

び配偶者の所得要件で保険料納付を猶 学生でない若年者について、本人及

> 予し、 追納できる仕組みが設けられま

- ◎30歳未満の第1号被保険者であっ 該当することが必要です。 て、本人及び配偶者の所得が基準に
- 間に算入されますが、年金の計算に は反映されません。
-)納付猶予期間については、10年間追 納できます。
-)納付猶予期間中に障害となったり、 死亡した場合には、障害基礎年金又 は遺族基礎年金が支給されます。

承認期間の遡及 申請免除・学生納付特例等の

【平成17年4月~】

の前月」以後の保険料納付が免除され ることになっていました。 現在の制度では「申請日の属する月

◎申請免除については「直前の7月」 前の4月」まで遡及して承認されま まで、学生納付特例については「直

◎若年者納付猶予制度については、申 請免除と同じですが、平成18年6月 で遡及して承認されます。 までの申請に限り、平成7年4月ま



国民年金保険料の追納の 優先順位の見直し

【平成17年4月実施

納めることが出来るようになります。 の選択により先に経過する保険料から 納付特例を先に納付することとされて 納付特例制度によって納付を免除され より前に免除期間がある場合は、本人 います。改正後は、学生納付特例期間 ていた保険料を追納する場合は、学生 現在は、全額免除や半額免除、学生

免除基準の見直し

【平成17年4月実施】

が行われます。 す。単身世帯を中心に所得要件の緩和 申請免除の所得要件が見直されま

追納加算率の見直し

【平成17年4月実施

と当時の保険料額に加算分が付加され 納める場合、納付月から2年を過ぎる 毎年保険料月額が増額となります。 (4%)から引き下げられます。 この加算率については、現在の水準 免除期間や納付特例期間の保険料を

国民年金第3号被保険者の 【平成17年4月実施

により、保険料納付済期間に算入され 被保険者に係る届出をしなかったこと 第3号被保険者期間のうち、第3号

> ました。 料納付済期間に算入されることになり ない期間がある方は、届出により保険

- ◎平成17年4月1日前の第3号被保険 料算入期間に算入されます。 者期間については、届出により保険
- ◎平成17年4月1日以後の第3号被保 険者の届出が遅れた場合について に算入されます。 られれば届出により保険料算入期間 は、やむを得ない事由があると認め

国民年金の高齢任意加入対象者 【平成17年4月実施】

対象となりました。 改正で昭和40年4月1日生まれまでが に生まれた人が対象でしたが、今回の ます。現行では昭和30年4月1日以前 ては、65歳以上70歳未満の期間におい 期間を満たすことが出来ない人につい ても任意加入が出来るようになってい 65歳までに老齢基礎年金の受給資格

口座振替割引制度の導入

【平成17年4月実施】

なります。 納付することにより割引されるように 座振替で納付する場合にも、1月早く 険料が割安になりましたが、月々に口 6月分をまとめて払う前納の場合に保 現在の口座振替では、1年分または